

消費者機構日本 ニュースレター

115号



《本号の目次》

1. (株) 伸栄との差止請求訴訟 和解報告
2. 契約セミナー&法律相談会 開催報告
3. 事業者セミナー開催案内「新しい消費者団体訴訟制度に事業者が備えるべきポイント」
4. 消費者裁判手続特例法の施行日確定と消費者団体訴訟制度支援検討会の状況
5. 全国の適格消費者団体 (12 団体) のホームページ公表状況

1. (株) 伸栄との差止請求訴訟 和解報告

株式会社伸栄と当機構間において、2015年10月22日、「クリーニング表示のない商品・製造元が不明な商品は保証できません。」との記載及び「商品の保証はいかなる場合でもクリーニング料金の10倍までとさせていただきます。」との記載をやめるとの裁判上の和解が成立し、横浜地方裁判所に係属していた差止請求訴訟が終了しました。(横浜地方裁判所平成27年(ワ)第1943号)

「クリーニングハウスアップル」、「クリーニングハウス アップル」、及び「アップル」の名称で、神奈川県大和市、藤沢市、綾瀬市、及び横浜市においてクリーニング所及びクリーニング取次所を経営する株式会社伸栄(神奈川県大和市代官一丁目8番2号 代表取締役 黒沢時三)は、同社が経営するクリーニング店において、「クリーニング表示のない商品・製造元が不明な商品は保証できません。」「商品の保証はいかなる場合でもクリーニング料金の10倍までとさせていただきます。」といった文章が印刷された会員契約書を使用していたり、同様の店内表示をしていたりしていました。

これらの表示は消費者契約法に抵触し無効であることから、当機構は、これらの表示をやめることを求め、訴訟を起こしました(横浜地方裁判所平成27年(ワ)第1943号)。

2015年10月22日、当機構と同社間において、今後は上記意思表示や表示をしないことを主な内容とする裁判上の和解が成立し、同訴訟は終了いたしました。詳しくは当機構のホームページをご覧ください。http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_151030_01.html

2. 契約セミナー&法律相談会 開催報告

契約セミナー&法律相談会 開催報告

知っておかないと大変! ~終活に必要な契約の基礎知識~

東京都と消費者機構日本の協働事業、東京消費者団体連絡センター協賛

開催日: 2015年10月27日(火)

開催場所: 東京都消費生活総合センター 教室I・II セントラルプラザ17階、16階 学習室A

参加費：無料（法律相談も無料）

対象者：東京都内在住・在勤・在学の方

当日参加者数：契約セミナー 74名（申込みは2週間前に100名を超え、受付を終了）
法律相談会 8名（申込みは10名）

セミナー内容：

第1部 契約セミナー（消費者機構日本 事務局 並木）13：30～14：50

1. 消費者機構日本の紹介
2. 高齢者の住宅契約 高齢者向け住宅、施設、自宅活用
3. 冠婚葬祭サービス契約 葬祭サービス、冠婚葬祭互助会サービス
4. 墓地契約 墓地、納骨堂
5. 被害に遭った時の相談先 新しい消費者被害回復訴訟制度の紹介

第2部 法律相談会（佐々木副理事長、中野常任理事、岩田理事、高木委員、鈴木委員対応。）

事前申込者のみ 1組30分ずつ、5組ごと、2回

- ① 14：50～15：20
- ② 15：30～16：00



契約セミナー概要：

第1部の契約セミナーでは、まず最初に適格消費者団体である消費者機構日本の役割、消費者との接点について紹介しました。

次に終活問題の1つめとして、高齢者住宅（終の棲家）の選択肢について、高齢者専用住宅、介護施設、自宅活用の3つに分け、住宅と施設の違い、それぞれ根本的な契約内容が異なること、契約時の注意点と不当条項と思われる例を取り上げ解説しました。特に、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）契約、有料老人ホーム契約および住宅建築請負契約を重点的にお話しし、関連協会・団体等がすすめる重要事項説明書のひな型やモデル契約書の資料も紹介しました。

終活問題の2つめの葬儀のテーマについては、生前（予約）葬儀契約、冠婚葬祭互助会契約の契約上の注意点と不当条項と思われる例を紹介解説しました。

また、終活問題の3つめとしては、墓地・納骨堂について取り上げ、墓地契約、埋蔵管理委託契約（永代供養墓契約）、墓石工事請負契約について解説し、それぞれのモデル約款や契約書を資料提供し、契約の注意点をお伝えしました。

最後に、終活に関する契約トラブルに遭った際の相談先を複数紹介し、来年12月施行予定の新しい被害回復制度（集团的消費者被害回復訴訟制度）の解説を行い、終了しました。

法律相談会：

第2部の法律相談会では、5名の弁護士が対応し、墓地契約や死後整理に関する相談などをお受けしました。深刻な相談の方も多く、真剣な様子で弁護士と話されていました。

当日は、セミナー運営ボランティアとして、小池正会員のご協力もいただき無事に終了しました。当日の欠席者が多かったことは残念でした。

今回のセミナーは、昨年度実施した「ライフイベントを賢くこなす“契約”セミナー」（第1～3回）を受けて、受講者の要望が多かった基本的な契約の形や契約に関する情報を掘り下げて構成したのですが、内容を多く詰め込んでしまったため質問時間が取れず、参加者からは時間が短いとのご指摘を受けました。しかし、セミナー内容についての関心は高く、アンケート記入者による5段階評価の平均値は4ポイント以上となり、好評価をいただきました。

3. 事業者セミナー 開催案内「新しい消費者団体訴訟制度に事業者が備えるべきポイント」

事業者セミナー 開催のお知らせ 新しい消費者団体訴訟制度に事業者が備えるべきポイント 東京都と消費者機構日本の協働事業

2016年10月1日から、集団的消費者被害回復訴訟制度が施行されることとなりました。現在、適格消費者団体では、不当な契約条項、勧誘行為、広告・表示に対する差止請求（裁判外含む）を行っていますが、この制度の施行により適格消費者団体のうち、さらに認定を受けた団体（特定適格消費者団体）が差止請求に加えて被害回復請求も実施できるようになります。

これにより、消費者に代わり特定適格消費者団体が、事業者の違法な行為によって多数の消費者が被った金銭的被害を回復するための訴訟を提起することが想定されます。

このセミナーでは、新しい訴訟制度の概要解説と、制度施行までに事業者が気を付けるべき点や準備すべき項目について解説します。団体会員だけでなく、個人会員の皆様の申込みもお待ちしております。

開催日：2015年12月2日（水）

| 時間 | セミナー内容 | 講師 |
|-------------|---|-----------------------------|
| 12:40～13:00 | 受付開始 | |
| 13:00～13:45 | セミナー① ○消費者機構日本の活動紹介、消費者団体訴訟制度の解説 差止請求訴訟制度概要、適格消費者団体とは、これまでの差止訴訟事例・是正事例などの紹介。 （適用される法律－消費者契約法、特定商取引法、景品表示法、食品表示法） | 消費者機構日本 常任理事 弁護士 中野和子 |
| 13:45～13:55 | 休憩（質問用紙受付） | |
| 13:55～14:45 | セミナー② ○集団的消費者被害回復訴訟制度の解説 被害回復訴訟制度の概要、特定適格消費者団体とは、訴訟制度で想定される事例などの紹介。 | 消費者庁 政策企画専門官 小田典靖 |
| 14:45～14:55 | 休憩（質問用紙受付） | |
| 14:55～15:30 | シンポジウム パネリスト 消費者庁 小田典靖 消費者機構日本 中野和子 進行 消費者機構日本 専務理事 磯辺浩一 ○新制度に対して事業者が気を付けるべき点および準備する内容、休憩時間に集められた質問用紙の回答を中心に進めていきます。 | |

開催場所：東京都消費生活総合センター教室Ⅰ・Ⅱ セントラルプラザ17階

JR飯田橋駅 西口より徒歩2分。地下鉄飯田橋 B2b出口よりセントラルプラザ1階直結。

参加費：無料

対象者：事業者、事業者団体の方

定員：100名（定員になり次第、受付を終了します。1団体で申込多数の場合は、参加人数を調整させていただく場合があります。）

申込方法：

① FAXの場合

セミナーチラシ（HP http://www.coj.gr.jp/seminar/topic_151102_01.html からダウンロード）の裏面に必要事項を記入し、FAX 03 - 5216 - 6077 まで送信ください。（セミナー申込受付のご連絡はFAXで差し上げます。）

② メールの場合は、seminar@coj.gr.jp へ、下記いずれかの形式でデータ入力添付して送信ください。（セミナー申込受付のご連絡はメールで差し上げます。）

- ・セミナーチラシの裏面申込書に必要事項を記入、PDFにしてメールに添付する。
- ・wordの申込書（HPからダウンロード）に必要事項を入力、メールに添付する。
- ・セミナーチラシの裏面申込書の必要事項を直接メールに入力し、送信する。

4. 消費者裁判手続特例法の施行日確定と消費者団体訴訟制度支援検討会の状況

1. 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）の施行日が、2016年10月1日と閣議決定されました。

消費者裁判手続特例法は、共通原因で多数発生する消費者被害の回復をはかるために、一定の要件をみたした消費者団体（特定適格消費者団体）が共通義務確認訴訟を提起し、その請求内容が認められて後、被害消費者がその特定適格消費者団体に授權し、債権額を確定していくといった手続きを定めた法律です。

法施行日より、特定適格消費者団体としての認定申請の受付が開始されるものと思われま

す。消費者機構日本では、特定適格消費者団体の認定を目指して本格的準備をすすめてまいります。旧来にも増しての皆様のご支援をよろしくお願いします。

2. 消費者団体訴訟制度支援検討会の状況

消費者裁判手続特例法の施行により、差止請求権を認めた現行の消費者団体訴訟制度に加え、被害回復を請求できる制度がスタートすることになります。

現在の差止請求制度と今後スタートする被害回復制度が円滑に運用されるよう、消費者庁では、「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」（以下、「消費者団体訴訟制度支援検討会」と言う。）を10月より開始しています。検討会は、学識者、弁護士、会計専門家、適格消費者団体関係者等で構成されており、適格消費者団体からは消費者支援ネットワーク東海と消費者機構日本が参加しています。

10月22日に第1回が開催され、運営と今後の検討項目が整理されました。11月13日には第2回目が開催され、適格消費者団体12団体からのヒアリングが実施されました。各団体より、現在は専門家によるボランティアで活動が支えられている実情が紹介されました。そして、消費者団体訴訟制度の趣旨が高い公益性を有することから、情報面・財政面での行政支援の拡充を求める意見が出されています。

これらの意見をふまえ、第3回目以降、具体的な支援の在り方等について検討がすすめられます。第3回目は、12月4日14時から開催され、「・PIO-NET 端末の配備、・地方公共団体からの情報提供、・国民生活センターからの情報提供」について検討されます。

当機構としても、適格消費者団体が12団体となっており、さらに認定される団体が加わる

見通しもあることから、それらの団体が差止請求の制度を十分に活用できるよう支援のあり方を提言してまいります。また、消費者裁判手続特例法の特定適格消費者団体への支援もその必要性は高く、具体的な提案ふくめ検討に参加してまいります。

※消費者団体訴訟制度支援検討会については、下記ウェブサイトで確認いただけます。

<http://www.caa.go.jp/planning/index16.html#m02>

5. 全国の適格消費者団体（12 団体）のホームページ公表情報（10 月 1 日～10 月 31 日分）

○消費者機構日本を含む全国の適格消費者団体（12 団体）のホームページの公表情報です。各団体の差止請求訴訟、事業者等への申入れや要請等の活動、行政への意見表明活動を中心に紹介します。詳細はリンク先にアクセスのうえご確認ください。

| 適格消費者団体名 | 公表情報(10月1日～10月31日) |
|---|--|
| <p>《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■10月2日：特定商取引法専門調査会「中間整理」に対する意見書及び消費者契約法専門調査会に対する意見書を提出しました。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=it&no=328 ■10月5日：株式会社エムズとの協議を終了しました。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=329 ■10月28日：株式会社セムスとの申入れ経過について公開します。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=331 ■10月28日：時間貸し駐車場を運営する7社に「調査に対するご協力をお願い」を送付しました。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mo&no=332 |
| <p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■10月9日：特定商取引法専門調査会「中間整理」に対する意見書を提出しました http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/151009_01.html ■10月22日：株式会社ピーシーデポコーポレーションに申入れを行ないました。 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/151112_01.html |
| <p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■10月5日：消費者委員会 消費者契約法専門調査会 「中間取りまとめ」に対して意見書を提出しました。 http://www.coj.gr.jp/iken/topic_151005_01.html ■10月5日：消費者委員会 特定商取引法専門調査会 「中間整理」に対して意見書を提出しました。 http://www.coj.gr.jp/iken/topic_151005_02.html ■10月6日：スタディリフォーム（事業者名（株）ケイツウ - 家庭教師派遣業）に対し、差止請求訴訟を提起しました。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_151005_01.html ■10月14日：「あべのハルカス」の展望台「ハルカス 300」の日時指定券（引換券）振替え・キャンセルが可能になりました！！ http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_151014_01.html |
| <p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/</p> | <p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p> | <p>■10月23日付：株式会社ブライド・トゥー・ビーから回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/1846.html</p> <p>■10月23日付：株式会社シッククリエーションから回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/1848.html</p> |
| <p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p> | <p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p> |
| <p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p> | <p>■10月28日：プロバイダサービス「MOU」を運営する(株)DEXに対して、「再申入れ 兼要請書」に対する回答について「ご連絡」を送付しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000556</p> <p>■10月28日：プロバイダサービス「MOU」を運営する(株)DEXに対して、「再申入れ 兼要請書」に対する回答について「ご連絡」を送付しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000555</p> <p>■10月28日：結婚相手紹介サービスを運営する(株)AIZENに対して、契約書の中途解約条項が特定商取引法上の疑義があるとして「再々申入れ」を送付していましたが回答がありました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000554</p> <p>■10月30日：貸衣装会社(株)Veau、富久屋マネジメント(株)の2社に対して、貸衣装解約条項の一部使用停止を求めた差止請求訴訟。被告2社はKC'sの訴えを「認諾」し、終了しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000551</p> |
| <p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p> | <p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p> |
| <p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p> | <p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p> |
| <p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p> | <p>■10月2日：消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」及び特定商取引法専門調査会「中間整理」に関する意見 http://www.cso-fukuoka.net/news/teigen/550</p> <p>■10月19日：株式会社カプコン申入れ活動終了の報告 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/556</p> |
| <p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p> | <p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p> |
| <p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p> | <p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p> |



適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者機構日本

発行人：和田寿昭 編集責任者：磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階

TEL:03-5212-3066 FAX:03-5216-6077